

研究業績説明書

法人番号	77	法人名	熊本大学	学部・研究科等番号		学部・研究科等名	大学院法曹養成研究科
------	----	-----	------	-----------	--	----------	------------

1. 学部・研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準【400字以内】

本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。
 本研究科は、この理念・目標を達成するために、各分野における優れた研究業績を備えた優秀な人材を幅広く確保することで、法曹養成における質の高い教育を維持している。
 研究業績の選定に当たっては、第三者による評価結果や客観的指標などの根拠資料を基に、本研究科が優れた研究業績であると判断できるものを厳選している。判断においては、「学術面」、「社会、経済、文化面」の視点から導かれる、それぞれにおける研究上の意義を総合的に判断することとする。

2. 選定した研究業績

業績番号	細目番号	細目名	研究テーマ 及び 要旨【200字以内】	代表的な研究成果 【最大3つまで】	学術的 意義	社会、 文化、 経済、 的 意義	判断根拠（第三者による評価結果や客観的指標等） 【400字以内。ただし、「学術的意義」「社会、経済、 文化的意義」の双方の意義を有する場合は、800字以内】	重複して 選定した 研究業績 番号	共同 利用等
1	3602	公法学	自治法原理の研究 本研究は地方自治の制度原理を規範論として探究するもので、公法学における伝統的な研究課題であると同時に、地方分権改革が進められている現在の日本において大いに参照されている理論領域である。とりわけ、自治行政の法的性格および条例論的を絞り、前者では社会的還元を意識して政策法務の具体例を検証し、後者では学術的貢献を意識して代表的な最高裁判決の新解釈を提示し、論争に加わっている。	①原島良成 『市民協働の政策法務』 ジュリスト1404号（2010年）93-100頁。 ②原島良成 『日本の自治体の政策法務』地方自治法研究会（韓国地方自治法学会発行）（2011年）Vol.12-2、93-111頁。 ③原島良成 『自治立法と国法』川崎政司（編）『シリーズ自治体政策法務講座1総論・立法法務』（ぎょうせい、2013年）187-219頁。	S	S	○学術的意義 ①は自治行政の法的性格を論ずる一連の研究の端緒というべき論考で、広く購読されている著名雑誌に掲載された。法学系には被引用を計測する手段がないが、この論文は、北村喜宣ほか（編）『自治体政策法務』（2011年）に再録された上、小幡純子の書評（都市政策研究6号）で①論文が「公法学の発想から深掘した論点提示」等の評価があり、学術的意義が評価されている。 ②は、①論文発表後に韓国地方自治法学会（釜山・東亜大学校）で招待報告（2011年）した内容を、学会誌に掲載したもので、①論文の前提となる基礎理論を分析したもので、韓国語に翻訳され、国際的な評価対象となっている。 ③は条例論の成果を取りまとめた論考であり、日本自治学会で招待報告（2010年）、かつ、③公表後も再び日本自治学会から招待報告の依頼があり、2014年11月に報告を予定している。当分野の代表的学会からの指名は、理論研究者間での注目度を表象しており、理論的貢献を測る指標となる（同学会に顕彰度はない）。以上を踏まえると、タイプGの2つの条件を実質的に満たしている。 ○社会的意義 いずれの研究も自治体における実践的意義が高いため、報道および自治体関係者からの注目を集めている。2010年の日本自治学会招待報告を受けた西日本新聞インタビュー記事（2011年2月）があり、その後、地方自治に関する憲法課題研究会のアドバイザーを徳島県知事から委嘱（2013-2014年）、木下昌彦神戸大准教授と共にされた。その成果は知事と木下准教授および原島の鼎談という形で時事通信社「地方行政」誌に連載された（2014年4月～5月）。また、2014年度は福岡県市町村職員研修所から地方自治法講師の委嘱を受け、研究内容の社会的還元が行われている。これらの報道および指名はいずれも実践的研究内容に対する社会的評価を表象しおり、タイプOに属する。		
2	3602	公法学	研究テーマ 「国家Symbol」による Symbolic Speech 本研究は、国家を象徴する「Symbol」を用いた思想の伝達活動について、それを制限する法律のみならず個人と国家の衝突を「表現の自由」の問題と位置づけ、制限法に潜在する抑圧的機能を解明し、伝統的な法概念のもとでは直ちには想定されてこなかった政府による思想の強制を法的視座のもとに指摘し、その強制を抑制する法理を模索したものである。	①徳永達哉 『国家Symbol』による Symbolic Speech 九州大学 博士論文 比文博乙0026号 2011年 4月	S		本論文は、九州大学博士乙授与申請に提出されたもので、symbolic speechに関する国家と個人の衝突を「表現の自由」と「国家による抑圧」という観点から考察した憲法学の論文である。 本論文の審査員団は、右崎正博 獨協大学教授、紙谷雅子 学習院大学教授、鈴木政彦 九州大学准教授、施光恒 九州大学准教授、横田耕一 九州大学名誉教授である。 本論文は、symbolic speechの法理を発展的に論ずることにより、symbolic speechを用いる政府の情報がもたらす個人における「心の葛藤」を憲法上の課題として論じために必要となる新たな憲法学的視座を提示するものであることが審査委員会委員や学会等で高く評価されている。したがって、当該研究業績が、第三者の機関によって評価された優れた研究業績であると判断することができる。タイプGに属する。		
3	3606	民事法学	「わが国における債権回収システム」についての手続法的アプローチ」からの研究 本研究は、倒産法上の問題を中心に、わが国の債権回収システムが総体として有している構造の解明を試みるものである。民事手続法の母法ドイツ、民事実体法の母法フランス、今日の経済社会においてきわめて重要な意味を持つアメリカ合衆国との比較法研究を通じて、日本のシステムのアイデンティティを明らかにしようとするものである。	①河野憲一郎 「破産債務者の法的地位と破産債権確定手続」 （商学討究61巻2/3号、2010年）107-136頁 ②河野憲一郎 「再建型倒産処理手続と担保権」 （商学討究62巻2/3号、2011年）185-217頁 ③河野憲一郎 「債権者代位権をめぐる訴訟法上および倒産法上の問題点」 （熊本法学130号、2014年）496-524頁	S		①は「破産債権確定手続の基本構造」 （商学討究60巻2/3号、2009年）161-188頁と相まって、破産手続の基本概念である「破産財団」と「破産債権」の関係を明らかにした。 ②は①で論じた破産財団と破産債権との関係を基礎に、破産財団中の特定財産に対して成立する「別除権」の基本構造を明らかにするとともに、関連して民事再生手続における別除権および別除権協定についても論じたもの。 ③は①②による知見を基礎に、さらに「責任財産保全のための制度」とされる債権者代位権について検討を加えた。 ①をはじめとする研究成果により平成23年度の科研費若手研究(B)に採択され、②をはじめとする成果により、平成26年度の基盤研究(C)に採択されるとともに、書評等において高く評価されており、タイプGに属する。		

4	3603	国際法学	国際契約における書式の闘いについての国際私法および実質法からの研究	<p>①松永詩乃美 論説「法選択条項をめぐる書式の闘い」国際私法年報12号 106～130頁(2011)(査読あり)</p> <p>②松永詩乃美 「CISG19条3項における裁判管轄条項—判例の検討から(1～3・完)」JCAジャーナル57巻第2号2～6頁(2010)・57巻3号5～8頁(2010)・57巻4号7～12頁(2010)(査読なし)</p> <p>③松永詩乃美 「仲裁法・法の適用に関する通則法と仲裁契約の準拠法」熊本ロージャーナル6号17～34頁(2012)(査読あり)</p> <p>④松永詩乃美 「仲裁条項と書式の闘い」熊本ロージャーナル8号1～35頁(2013)(査読あり)</p>	S	<p>○学術的意義</p> <p>①は、国際私法学会での研究報告を学会誌に掲載したものの、当分野の代表的学会からの指名は、理論的貢献を測る指標となる。</p> <p>②は、「JCAA国際取引研究会」「国際ビジネス法務研究会」共催の関西の企業向け公開研究会にて招待報告を行ったものの。</p> <p>③は、国際仲裁をめぐる関連法改正後にいち早く従来の判例法理に与える影響を論じたもので、その後の研究においても引用されている。</p> <p>④は、業績①の基礎研究を下にするが、書式の闘いからの観点からの研究例がなく、新たな観点による研究。いずれも査読の上掲載されたものであるが、そのうち上の2つは、招待報告の上、原稿執筆を依頼されたものである。本研究は、同分野の中心学会と、実務家に向けた研究会や専門的な商業誌など、様々な方面から注目された点で、学会や国際取引法実務に貢献をした研究であり、学術上の意義を有している。よって、タイプGに属する。</p>		
5	3603	国際法学	国際通貨のあらたなシステム構築に向けた国際私法の観点からの研究	<p>①松永詩乃美 英国裁判例を中心とした外国金銭債権をめぐる国際私法問題の序論的考察」帝塚山法学22号(松岡博先生退職記念号)245～274頁(2011)(査読なし)</p>	S	<p>○学術的意義</p> <p>本テーマは、法学ではあまり取り扱われることのなかった国際通貨についての研究である。かかる観点についての研究は、日本では他にはほとんど見られない。そのため、2012年に初めて編纂された国際私法分野の注釈書等をはじめとして幾度も引用されたことも、学会における評価を示すものである。</p> <p>本研究は、国際経済社会に密接に関連する問題を扱うものであり、社会的意義を有するとともに学術的意義の高いものである。このことは、この業績をもとに、著者は平成25年度から科学研究費の若手Bに採択されたことから、明らかである。よって、本研究は、タイプGに属する。</p>		